

議案第 95 号

鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定
について

鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年 2 月 24日 提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

（提案理由）

平成21年度から23年度までの介護保険の保険料率等を定めようとするものである。

鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市介護保険条例（平成12年 3 月条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（保険料率等）

第 4 条 平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、基準額に各年度分の保険料の賦課期日における次の表の区分の欄各項に定める介護保険法(平成 9 年法律第123号。以下「法」という。)第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者(以下「第 1 号被保険者」という。)の区分に応じ、同表の割合の欄各項に掲げる割合を乗じて得た同表の保険料率の欄各項に掲げる額とする。

項	区 分	割 合	保険料率
1	介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第 1 項第 1 号に掲げる者	$\frac{40}{100}$	18, 432 円
2	令第39条第 1 項第 2 号に掲げる者	$\frac{45}{100}$	20, 736 円
3	令第39条第 1 項第 3 号に掲げる者	$\frac{65}{100}$	29, 952 円
4	令第39条第 1 項第 4 号に掲げる者 (令附則第11条第 1 項及び第 2 項 (同条第 3 項及び第 4 項において 準用する場合を含む。)に規定する 者に該当する者に限る。)	$\frac{95}{100}$	43, 776 円
5	令第39条第 1 項第 4 号に掲げる者 (4 の項に該当する者を除く。)	$\frac{100}{100}$	46, 080 円
6	令第39条第 1 項第 5 号に掲げる者	$\frac{115}{100}$	52, 992 円
7	令第39条第 1 項第 6 号に掲げる者	$\frac{125}{100}$	57, 600 円
8	令第39条第 1 項第 6 号に掲げる者	$\frac{135}{100}$	62, 208 円
9	令第39条第 1 項第 6 号に掲げる者	$\frac{160}{100}$	73, 728 円

10	令第39条第1項第6号に掲げる者	$\frac{170}{100}$	78,336 円
11	令第39条第1項第6号に掲げる者	$\frac{200}{100}$	92,160 円
12	令第39条第1項第6号に掲げる者	$\frac{225}{100}$	103,680 円
13	令第39条第1項第7号に掲げる者	$\frac{245}{100}$	112,896 円

2 前項の基準額（令第39条第3項において準用する令第38条第2項から第5項までの規定により算定する額をいう。）は、46,080円とする。

3 第1項の表の6の項から12の項までを適用する場合における令第39条第1項第5号イ又は第6号イの規定により定める合計所得金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項の表6の項を適用する場合における令第39条第1項第5号イの規定により定める合計所得金額 1,500,000円
- (2) 第1項の表7の項を適用する場合における令第39条第1項第6号イの規定により定める合計所得金額 2,000,000円
- (3) 第1項の表8の項を適用する場合における令第39条第1項第6号イの規定により定める合計所得金額（当該合計所得金額が前号に掲げる額以上の額であるときに限る。） 3,000,000円
- (4) 第1項の表9の項を適用する場合における令第39条第1項第6号イの規定により定める合計所得金額（当該合計所得金額が前号に掲げる額以上の額であるときに限る。） 5,000,000円
- (5) 第1項の表10の項を適用する場合における令第39条第1項第6号イの規定により定める合計所得金額（当該合計所得金額が前号に掲げる額以上の額であるときに限る。） 7,000,000円
- (6) 第1項の表11の項を適用する場合における令第39条第1項第6号イの規定により定める合計所得金額（当該合計所得金額が前号に掲げる額以上の額であるときに限る。） 10,000,000円
- (7) 第1項の表12の項を適用する場合における令第39条第1項第6号イの規定により定める合計所得金額（当該合計所得金額が前号に掲げる額以上の額であるときに限る。） 15,000,000円

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、平成21年度分の保険料から適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。